

事 務 連 絡  
平成19年10月1日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について  
(韓国産ミニトマト及びパプリカ)

標記については、平成19年3月30日付け事務連絡にてお知らせしたところですが、今般、韓国政府から、ミニトマト及びパプリカ（ジャンボピーマン）に係る登録業者の住所の変更について連絡があったことから、同事務連絡の別添1の2の別表8及び9を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくをお願いします。

なお、本年10月5日までの間には、変更前の住所であっても差し支えないこととします。